

★ 広島県税規則及び広島県税事務取扱規則の一部を改正する規則（規則第二十七号）  
（税務課）

一 改正の要旨

- 1 地方税法の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税及び不動産取得税に関する規定について必要な改正を行った。
- 2 その他必要な規定の整理を行った。

二 施行期日

平成二十七年四月一日。ただし、一・二の改正は、平成二十七年三月三十一日

★ 広島県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則を廃止する規則（規則第二十八号）  
（医療保険課）

一 廃止の要旨

広島県国民健康保険広域化等支援基金条例が廃止されたことに伴い、広島県国民健康保険広域化等支援基金条例施行規則を廃止した。

二 施行期日

平成二十七年三月三十一日